再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 (第4回)

日時 令和4年6月6日(月)13:00~15:12

場所 オンライン会議

1. 開会

○経産省

定刻でございますので、ただ今から再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理 のあり方に関する検討会の第4回会合を開催いたします。

この会合は、オンラインでの開催とさせていただいております。何かトラブルやご不明な 点ございましたら、事前に事務局から連絡させていただいておりますメールアドレスや連 絡先までお知らせください。

本日は、松本委員がご欠席、黄木委員が途中からのご出席予定でございます。また、大塚 委員、髙村委員が途中退席のご予定と伺っております。

それでは、山地委員長に以後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。 〇山地委員長

委員長を務めています、山地です。

まず事務局から、本日の資料の確認をお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。インターネット中継でごらんの皆さまは、経産省はじめ関係省庁さまのホームページにアップロードしておりますファイルをごらんください。配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、そして資料1といたしまして、再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の説明資料、資料2といたしまして、送配電網協議会説明資料、資料3といたしまして、検討会における主な意見、資料4といたしまして、松本委員提出資料をご用意しております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

2. 説明・自由討議

(1) 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関するヒアリング等

○山地委員長

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。本日は2部構成でございまして、前半

は2つの団体からご発表いただいて、その後質疑応答を行います。後半は、これまでの検討会での議論について事務局に整理していただいておりますので、それを基に、これまでの議論を振り返りながら、検討に当たって漏れがないか、追加すべき項目がないか、そういうことについてご意見を頂きたいと思います。

それでは、前半の2つの団体からの発表のまず1番目、REASPから資料1についてご説明をお願いいたします。

- ○川崎(一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会) 皆さん、声は聞こえていますでしょうか。
- ○山地委員長

はい、大丈夫です。聞こえています。

○川崎(一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会)

それでは説明に入らせていただきます。ご紹介賜りました、再生可能エネルギー長期安定 電源推進協会の川崎と申します。本日はこのようなプレゼンの機会を頂き、誠にありがとう ございます。再生可能エネルギーの長期安定電源化を目指してというテーマでプレゼンを させていただきます。

今日のプレゼン項目ですが、1ページめくっていただきまして、始めに協会概要を説明させていただき、次に再エネ事業者としての基本スタンス、続いて再エネ立地における地域との合意形成の事例、最後に再生可能エネルギーの適正導入のためにわれわれから提案を幾つかさせていただければというふうに思っております。

次のページ、われわれの協会名は一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会という長い名前になっておりますので、略称をわれわれREASPという英語略称を通称として呼ばせていただいております。

次のページをお願いします。

2019 年に設立いたしまして、大手発電事業者が中心となりまして、現在 88 社が会員となっております。協会内には、5 つのテーマに分かれて委員会活動を行っておりまして、長期安定的に電源を開発していくために必要な政策提言等を行っているという団体でございます。

次のページをお願いします。

その中でも、協会設立当初より、電源活用委員会においては、電力の地産地消、再エネ活用による地域産業基盤の創設の実現を目指し、地域社会課題の解決に向けた電力の活用につき検討を重ねております。

次のページをお願いします。もう1ページお願いします。

続いて、REASPとしての基本スタンスについてコメントさせていただきます。協会名にもありますように、大手発電事業者として、FIT終了後も引き続き長期安定的に電力を供給し続ける役目を担っているというふうに自負しております。また、上場している会社も多いことから、企業として当たり前のことをしっかり実施するというのが基本スタンスで

す。法令順守はもちろんのこと、事業を危ぶむようなリスクは事前に排除するというのが当然のことという認識です。特に、特高や高圧のような大規模開発においては、発電事業という特性からも、将来にわたり安定的に事業を継続していくことを想定して、事業に参入しております。

次のページをお願いします。

続いて、地域との合意形成事例について、テーマに分けて幾つか説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

環境配慮という観点での事例でございます。反射光の低減であったり、周辺施設に合った 色彩の調整、悪臭対策、騒音振動への心配への対応という、こういうネガティブインパクト の解消というのは多くの会社が取り組んでいるという事例でございます。

次のページをお願いします。

それだけでなく、例えば風力発電の事例では、事業用地周辺に職人の協力をさせていただいたり、太陽光発電においても、大雪で破損したパネルなんかのリユースに積極的に取り組んでいるような会社もございます。

次のページをお願いします。

続いて、地元貢献策でございます。多くの会社で実施しているのは、住民理解を深めるために、地元の子供たちに向けた、再エネに関する出張授業のようなものであったり、再エネ施設の見学会というのがよく行われています。また、発電エリアの隣接に、例えば地域交流スペースを増設するようなケースであったり、雪捨て場を用意するような事例なんかもございます。地熱においては、利用した温水を地元の温泉に配湯するようなケースもございます。

次のページをお願いします。

続いて、産業振興のケースです。未利用農地をソーラーシェアリングに活用したり、地元 産品の紹介のためにアンテナショップの場を提供したり、風車建設のために整備した道路 を地域の森林資源活用のために有効活用をしていただいたり、バイオマスにおいては地元 木材を活用した地産地消を実施している事例などもございます。

次をお願いします。

次は地域連携の事例となります。再生可能エネルギーの導入をするという目的だけでなく、しっかりと地域行政、地元企業、住民との対話を行うことが大切だと考えています。実際に、現地に事務所を構えて、地元の雇用を行い、さらに街の将来ビジョンの作成をお手伝いするようなケースもございますし、地元の要請に応えて、例えば廃校であるとか空きビルなどを利用した地元施設への設置などを行っているというような事例もございます。

次のページをお願いします。

続いて、再生可能エネルギーの適正導入のために、REASPとしての意見したいことを コメントさせていただきます。 次のページをお願いします。

1つ目は、地域との対話をより実施しやすくするための環境整備をしてもらいたいということです。

- 1、合意形成のための指針等の明確化。事業説明に際し、事業者が開催する説明会に、地域の方々がご参加いただけないケースというのがあるようです。このようなケース解消のためにも、どこの誰宛ての説明会を開催すればよいのかといった情報であったり、共催とまではいかないまでも、参加することを地元の行政からも呼び掛けていただいたり、さらに言うと、地元にワンストップ対応できるような仕組みがあるとよいように感じております。
- 2、再エネ発電設備に関する正しい理解促進ということで、地元の住民にとっては身近な 設備でもないですので、必ずしも正しくない情報に基づいて、不要な心配を招いているとい うようなケースがよくあります。例えばですけれども、風車から大気汚染が起きるというよ うな話であったりとか、電線による電磁波の影響があるんだということなど、無用な混乱を 減らすためにも、国や専門家の皆さまからも正しい情報の発信の啓蒙にぜひともご協力い ただきたいというふうに感じております。

次のページをお願いします。

2つ目の項目として、当たり前のことを実施している事業者が再エネ開発を拡大できる 事業環境をぜひ創出いただきたいというお願いです。

1、再工ネ発電設備の適正な導入・管理にふさわしい制度についてということです。法令順守は義務であり、全再エネ事業者が当然守るべきものであると。自主管理を含め、厳格に管理・監督する仕組みはわれわれも望んでいるところです。その一方で、適切に実施されている事業に対する一律的な追加措置といったものは、逆に優良な事業者の事業意欲を大きく低下させる恐れもありますので、その辺りはバランスを見ていただきながら、慎重にご検討いただきたいなという項目でございます。

2番目、優良な事業者を認定し、模範的な再工ネ事業者の開発をより促進と。昨年度始まりました、地域共生マークなどの取り組みに関しては評価いたしますが、まだまだそのマークを取ることのメリット等が感じられないという声がございます。優良事業者に対しては、例えばですけれども、優良事業者と認定された事業者に対しては、例えばですが公募案件の入札条件を緩和するであるとか、優先的な系統アクセスを与えるであるとか、環境アセスの実施条件を緩和する、規制に関する自主規制を認めるなどといった、事業者が再工ネ開発をより促進できるような環境作りをぜひしていただきたいというふうに思います。

次のページをお願いします。

最後に、REASPとして長期安定的に電力を供給する役割を果たすために、これからも 地域と対話しながら、当たり前のことをしっかり実施してまいります。

以上、REASPのプレゼンは終わりとさせていただきます。ありがとうございました。 〇山地委員長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、送配電網協議会から資料2の説明をお願いいたします。

○菅(送配電網協議会)

送配電網協議会の菅でございます。音声は大丈夫でしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。お願いします。

○菅(送配電網協議会)

ありがとうございます。

説明の機会を頂きまして誠にありがとうございます。本日は、再エネ電源の導入拡大に向けた一般送配電事業者の取り組みと課題につきましてご紹介させていただきたいと思います。

スライドをお願いいたします。次のスライドをお願いします。

まず始めに、発電施設の連系状況でございますけれども、2021 年の末、再エネ合計で約 1億2,500 万kW、今後10年間で太陽光が約1.4倍、風力につきましては約3.4倍に増加する見込みとなってございます。

次のページをお願いいたします。

最初に、1つ目の本題でございます、一般送配電事業者のこれまでの取り組みにつきましてご紹介させていただきます。

次のスライドをお願いします。

図に示しますとおり、再エネ電源の導入は、多くの施設でさまざまな業務が必要となります。各ステップにおける一般送配電事業者の取り組みにつきまして、次項以降で紹介させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。

一般送配電事業者は、発電事業者さまの需要予見性向上のため、資料に記載のとおり、さまざまな情報を公開しております。

次のページをお願いいたします。

このスライドは、電源を系統に接続するための技術検討に関する取り組みでございます。 先行して系統接続している電源が発電していない場合のすきま、下の図で言いますとオレンジの部分に該当しますけれども、この部分を活用しまして、新たな電源を系統に接続する 制度を 2021 年度に導入し、既存の送変電設備の有効活用を図っております。

次のスライドをお願いします。

ここからは工事に関する取り組みでございます。このスライドは、地域間連系線増強に関する取り組みでございます。現在、図の吹き出しに示しているとおり、3カ所の補強工事に取り組んでおり、再エネ電源の有効活用及びレジリエンスの強化を図ってございます。

次のスライドをお願いします。

引き続き、工事関連です。

再エネ電源が系統に多く接続すると、これまで黄色の矢印の方向に流れていた電気が、反対

方向である赤の点線の矢印の方向に流れることがございます。電気の流れが逆方向になりますと、既存の設備ではさまざまな問題が生じるため、各種対策工事を実施しているような 状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。

ここからが再工ネ電源の系統接続の運用に関する取り組みでございます。電気は使用量と発電量を常に一致させる必要があります。再工ネ電源が多く系統接続しますと、電気の使用量が少ない春・秋に、発電の余剰が発生いたします。余剰を解消するためには、最終的には再工ネ電源の出力を制御せざるを得ませんが、資料に記載の取り組みを行うことにより、再工ネ電源出力制御量の低減を図っております。

11 スライド目をお願いいたします。

配電線に太陽光発電設備を多く接続することにより、電気の流れる方向、あるいは量は時間帯によって大きく変化することになりますので、よりきめ細やかな配電設備の運用ができるよう、業務の高度化を進めてございます。

次のスライドをお願いします。

次に、再エネ導入に伴う課題と対応についてご説明させていただきます。

13 スライドをお願いいたします。

まず、工事面の課題と対応でございます。近年、事業者さんの都合による再工ネ電源系統 連系工事の工期変更が多発しております。工期変更に対応するため、一般送配電事業者はレ ジリエンス強化に資する高経年設備の改修などの自社工事を繰り延べて、施工力を確保し ている例もございます。施工力に限りがある中で、再工ネ電源導入拡大とレジリエンス強化 を両立するため、事業者さんにおかれましては、工程調整へのご理解ご協力をお願いしたい というふうに思ってございます。

1枚飛ばしまして、15ページをお願いいたします。

続いて、工事に関する課題と対応でございます。一般送配電事業者は、無電柱化を推進しておりますけれども、近年、再エネ発電設備の連系に伴う新設電柱が増加しております。左下の円グラフの緑部分が、再エネの連系に新設する電柱の増加に該当いたします。右の図に示しており、再エネ事業者さまが設置する受電設備を既設の配電設備により近い場所に選定いただくよう、ご協力をお願いしたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

ここからは保全環境の対策になります。設備の不具合が発生しまして、停電が発生した場合には、一般送配電事業者と発電事業者は状況を確認するなどのために、速やかに連絡を取り合う場合があります。このため、一般送配電事業者は、事業者さまの保安に従事する方の連絡先を常に把握しておく必要がありますけれども、連絡先が変更になっても、事業者さまからその旨の連絡を頂けないケースが発生しております。停電早期復旧のため、一般送配電事業者と経済産業局さまとの間で、保安業務従事者に関する情報を共有できるような仕組み作りをご検討いただけますようお願いいたします。

次のスライドをお願いします。

ここから3件ほど、運用に関する課題と対応になります。

まず1件目は、誤操作の件でございます。電力系統の機器を操作する場合、設備の安全な停止、あるいは作業員の安全確保などのため、一般送配電事業者らの指令である給電指令に従って操作をいただくことになってございますけれども、18、19ページのように、事業者さまの認識不足により、一歩間違えると人身災害や停電に至るような誤操作が発生しております。私どもとしましては、理解促進のため、本スライドの表に示すさまざまな対応を実施しておりますけれども、事業者さまのさらなる理解促進のため、国におきましてガイドライン等で不適切事例を定めていただくなどの対応につきましてご検討いただけないかというふうに思っております。

20ページをお願いします。

運用面の2つ目の課題でございます。機器の定期点検、不良修理のため、設備を停止して作業を実施することがあります。設備を停止する場合につきましては、一般送配電事業者の求めに応じていただくというルールになってございますけれども、昼間帯に設備を停止しようとしても、事業者さまのご理解が得られない場合や、そういった場合には調整が難航するだけでなく、夜間に作業を実施せざるを得ないケースや、あるいは無停電工事を実施せざるを得ないケースが発生しております。

先ほどのケース同様、本ケースでもさまざまな理解促進活動を私ども展開しておりますけれども、作業員の適切な労働環境整備、安全確保、コスト抑制に向けまして、事業者さまのさらなる理解促進のため、先ほど同様、国においてガイドライン等で不適切事例を定めていただく等の対応につきましてご検討いただきたいというふうに思ってございます。

飛ばしまして、23ページをお願いいたします。

太陽光発電設備の導入量の多い地域では、照明がちらつくフリッカという現象が発生しております。これまでフリッカが発生している地域では、事業者さま、機器メーカーさま、監督官庁さま等にご協力いただき、対応を行ってまいりました。今後、太陽光発電設備のさらなる導入拡大に伴い、フリッカが発生するエリアが拡大する可能性もございますので、引き続き関係者の皆さまにご理解ご協力いただきたいというふうに思ってございます。

24ページをお願いします。

最後にまとめでございます。本日ご紹介させていただいたように、一般送配電事業者はこれまで再工ネ発電設備の導入拡大に向け、さまざまな取り組みを行ってまいりましたけれども、この解決すべき課題も保有している状況でございます。私どもとしましては、引き続きさらなる連系拡大に向け、不断の取り組みを行ってまいる所存でございますけれども、課題解決には事業者さまのご理解ご協力は不可欠な状況でございます。また、国のご支援が必要な事項もございますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山地委員長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、今から質疑応答の時間とさせていただきます。大体、最近ずっと続けておりますけれども、議論を双方向にするために、 $4\sim5$ 名の委員の皆さんからご質問いただいた上で、それをまとめてプレゼンターからご回答いただく、そういうことにしたいと思います。これもいつもやっておりますけれども、チャットボックスにてご発言ご希望の意思を表示していただければと思います。どうぞ遠慮なさらずに、いつも時間の無駄だなと思うことが多いので、最初に誰かアイスブレイカーをやっていただければと思います。いかがでございましょう。

興津委員から手が挙がっていますね。興津委員、お願いします。

○興津委員

興津でございます。私のチャットボックスが開かないようなので、手を挙げさせていただきました。

ご説明ありがとうございました。REASPさまと、それから送配電網協議会さまのほうに質問をそれぞれさせていただきたいと思います。

まずREASPさんのほうなんですけれども、合意形成のための指針等の明確化、スライド資料で言いますと15ページのところですけれども、事業者さんのほうで、地域住民に向けた説明会が開催されていて、ただご参加いただけない事例も多いというご説明がありました。お伺いしたいのは、この説明会というのは、事業者さんが完全に自主的に行っているものなのか、それとも自治体とか行政機関のほうからやってくださいというような指導が入った上で行っているものなのかという辺りを教えていただきたいというのが一つと、それからやはり説明会を開催することによって、とりわけ参加者数とか参加率を多く確保すれば、それだけその地域の理解が進んで事業がスムーズにいくという、そういう実感を現場として感じておられるのかどうかという辺りについて教えていただければと存じます。

それからもう一つは、送配電網協議会さまのほうについてお伺いしたいんですけれども、こちらのほうは発電事業者さんとの関係で、ちょっと理解不足などで、一般送配電事業者さんのほうにご苦労が生じているというようなご説明がありました。スライドの16ページ以下の辺りでしょうか。その対応として、行政のほうでガイドラインなどを整備していただきたいというようなご趣旨の説明だったと思うんですけれども、前提として、一般送配電事業者と発電事業者の関係について、この間にたぶん契約か何かがあるのではないかと思うんですけれども、送配電事業者さんのほうから発電事業者さんのほうに、強い要請であるとか、要望、あるいはもし不適切な対応が続いた場合にはもう接続を切りますよといったような、そういう対応ができないのかどうかと。

私はこの辺りの法制度を十分に承知しておりませんので、もしかしたら法規制によってそ ういうことができないということなのかもしれないんですけれども、その辺りも含めまし て、前提となる法的な関係がどうなっているかということについて教えていただければと 思います。

以上です。

○山地委員長

この後、若井委員、大関委員、神山委員、この3名からご発言ご希望がありますから、こ こで一区切りにして、その後で先ほどの説明者からのご回答をいただくということにした いと思います。若井委員、お願いします。

○若井委員

若井です。送配電網協議会さんに、完全に素人なんですけれども、教えていただければと思うんですが、お話の後半で、運用面の課題として、発電事業者による誤操作というご指摘がありましたけれども、途中お話ししておられたように、需要と供給のバランスが取れてこその安定的な電源供給ということで、大小さまざまかつ多様に発電業者さんが送電インフラにアクセスしてくるということは今後ますます進んでいくという状況で、指摘の内容を取り違えていたら申し訳ないんですけれども、発電者の一つのミスが全体に影響してしまうというのは、そういうインフラ構造、ある種の脆弱性を持っているんだとすると、何か今後ますます発電事業者さんが多様に増えていくという時代においては、根本的に発電事業者さんと送電事業者さんとの間で、何かペーパー上の契約順守とかいう性善説みたいなやり方じゃなくて、例えば送電制度に何か全体を整流する強制権限があるとか、何かもうちょっとハードなところでのフェールセーフがあってもいいのかなというふうに、もしかすると誤解かもしれませんけれども、思ったので、何か分かることがあったら教えてください。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。では、大関委員、お願いします。

○大関委員

産総研の大関です。

REASPさんのほうと送配電網協議会さんにそれぞれ質問したいと思います。

REASPさんのほうは、16ページ目の1ポツで、今ちゃんとやっている人たちに追加の負担にならないのは非常に重要だと思いますので、そういったところはしっかりと考えていく必要があるなと思います。質問は、下のほうの規制、優良事業者を認定するというような話があると思うんですけれども、今回この顕彰の話がありますけれども、どういう事業者を認定するのが有効かというのを少しコメントいただければと思います。発電事業者なのか、EPCなのか、点検事業者なのか、そういう観点です。

あと、一番下の規制に関する自主管理を認めるというのがあるんですけれども、どの辺り を認めてあげるのが有効なのかというのがもしあれば、指摘いただければと思います。

送配電網協議会のほうの方には、13 ページ目で、延期されたのが数年、数十カ月あるというのが結構驚きなんですけれども、これはこのまま系統接続の権利みたいなものは維持されるのかというのを教えていただければと思います。

15 ページ目の再エネの最寄りの配電線に連系というのは、そちらの方が良いと思うんですが、これは具体的にどうすればいいかというのをコメントいただければと思います。土地の問題で引込のところから近いところを確保すればよいのか、というところです。

あと、17 ページ目も、これは基本高圧なのかなと思うんですが、主任技術者が基本的には対応しているのかなと思うんですが、その上でやはり知識不足の主任技術者の関係でこういうことが起きているのか、再エネ発電事業者へというところが、どういうところに対して言っているのか、もちろん発電事業者はそうだと思いますが、主任技術者に対してもそうなのかというのを教えていただければと思います。

最後に、いろいろな設備を見ていらっしゃると思うんですが、各種法令違反というか電気 事業法違反みたいなのが、場合によってやっぱり一般送配電事業者さんのほうで見られる ようなことがあるのかなと思いますが、そういった場合に、一般論としてどのような対応を されているかというのも、もしコメントできるのであればお願いしたいと思います。

以上です。 〇山地委員長

では、神山委員、お願いします。

○神山委員

富山大学の神山でございます。ご説明どうもありがとうございました。

私も、ほかの委員の方とかなり類似でございますけれども、送配電網協議会の菅さまに教えていただきたいこととして、今ございます 17 ページのところでございますが、こうした試み、おそらく主体的にされているのではないかと思うのですが、行政と事業者のような関係ではなくて、おそらく小売事業者さまや発電事業者さまとは「契約」という関係なのであろうと思っていまして、そうしたときに、こうした指導とか助言とか教育とかコンサル活動というのは、感触ですね、事業者さまにとって効果がどれぐらいあると考えていいんでしょうかというところを少しお聞かせいただきたいなと思います。

もう1点なんですが、16ページと関連いたしまして、一般送配電事業者と保安監督部門等の行政機関との間に、相互に保安業務事業者に係る情報共有を図れるような仕組みというのを構築できないかというふうにご提案されていて、この仕組み、大変重要であろうと思っています。こうした送配電網協議会さまがお持ちの情報というものを活かせる仕組みというのが作れないかと考えておりまして、保安部門としてはもちろんなのですが、例として、例えば消費者が優良事業者を知ることができるような仕組みですとか、そうしたものが構築できないかと考えております。サジェスチョンいただければ大変ありがたいです。よろしくお願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございました。先ほど申し上げたように、ここで一区切りにして、先ほどの説明者からのご回答を頂きたいと思います。発表順で、REASPさんからお願いいたします。 〇川崎(一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会) 声は聞こえていますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。お願いします。

○川崎(一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会)

まず、興津先生のほうからのご質問のほうで、説明会は行政要請か自主的なものが多いかということでご質問だったかと思いますが、そちらに関しましては、基本的には自主的なものがメインでございます。参加率が高いとスムーズにいくという感触はあるかということでございますが、必ずしも参加率だけではないんですけれども、主要な人物、主要な方々にご納得いただくということがやはり理解が進む条件でもございますので、こういう説明会は複数回開催して、できるだけ多くの方に参加いただくというスタンスでやっております。

続いての質問が、大関先生からの質問だったと思うんですが、優良事業者はどのような事業者を選べばよいかという観点での質問だったかと思います。そういう意味では、実績は一つ重要なのかなと思います。適正に管理しているという、何か外部に評価してもらえるような仕組みというものが、今はかっちりしたものがないですので、そういう仕組みがあるとよいかなというふうに思いました。

あと、自主管理はどの辺りを認めていけばよいかという質問の趣旨だったと思うんですけれども、こちらにつきましては、例えば今もう議論が進んでいると思いますけれども、スマート保安みたいなものであったりとか、あと電気主任技術者の要件の緩和といったようなもの、こういったものを推進していただけるとありがたいなというふうに思いました。私からの回答は以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。では、送配電網協議会 菅さんですかね、お願いいたします。 〇菅(送配電網協議会)

ご質問いただきありがとうございます。

まず最初に、興津委員、それから神山委員、それから若井委員のほうから頂きました、いわゆる誤操作関係のご質問ですけれども、17 ページですかね、この辺りにつきましては、いわゆるわれわれと発電事業者さまにつきましては、系統に接続する際、給電申し合わせ書、あるいは託送供給等約款等で、さまざまなお願いというか、いろいろ順守していただきますということで、お約束はさせていただいておりますけれども、民民の世界で法的な拘束力はないのが実態でございます。

それから、あと神山委員のほうから、17 ページのいろんな取り組みはやっているけれど も、どの程度効果があるかというご質問だったと思いますけれども、本件に関しましては効 果自体を定量的に言うのは非常に難しい状況ではございます。

事業者さまも、いろいろご存じの事業者さんもおれば、なかなか知識が少ない事業者さまもいるような状況でございまして、当然、知らなければいろいろ説明することによって、一定程度の効果は得られるという状況じゃないかと思っております。

それから、あとのご質問としては、大関委員のほうから、13 ページで、工期の変更が非常に長期化している部分があるけれども、こういったものも引き続き系統接続しないといけないのかみたいな質問だったと思いますけれども、われわれ一般送配電事業者としましては、発電事業者さまから系統の接続の申し込みを頂いているような状況においては、逆に言ったらその取り消しがないような状況においては、どのような工程変更があったとしても基本的には対応する方向で検討させていただいているような状況でございます。

それから、同じく大関委員のほうから、15 ページで、新設電柱抑制のため、具体的に発電事業者はどのような対応をすればいいのかというご質問を頂いておりますけれども、とにかく図の右側が、上の図がいわゆる既設の電柱。左側の白黒で描いてある電柱が既設の配電線というように見ていただきたいんですけれども、そこから非常に遠いところに受電設備を置いていただきますと、その間に、どうしてもやっぱり配電線の電柱の間のスパンというのは限られた距離以下でございますので、どうしても新設電柱を中に入れないといけないということになります。こういった形になると、どうしても電柱が増えてまいりますので、下の図のように、できるだけ受電設備を既設の配電線の近傍に配置いただくという対応をお願いしたいと思っております。

それから、同じく大関委員から、17 ページ、勝手に再連系しているようなことも非常に あるんだけれども、主任技術者もいた中でこのような状況かというご質問だったと思いま すけれども、われわれが把握している事例の中では、主任技術者がいてもこういった形で勝 手に操作をいただくというような誤操作があったと聞いております。

それから、あと法令違反に関しては、法令違反にならないようにわれわれ一般送配電事業者はどのような対応をしているのかというご質問もあったかと思いますけれども、それに関しては、例えばですけれども、接続検討の段階で電気設備技術基準に違反しないように、われわれのほうでさまざまな技術検討を行いますけれども、それで違反があれば、しっかりと法令に基づくような設備構成になるようにお願いをしているような状況でございます。

大体、以上のような質問だったかと思いますけれども、以上でよろしいでしょうか。

○山地委員長

もしご質問された方でご回答が十分でないと思われる方、もう一度ご発言ご希望のチャットを書かれるか、手を挙げていただければと思います。次の、だから第2ラウンドの質疑応答に入りたいと思いますけれども、たぶん大塚委員が手を挙げておられますので、それを含めて7名いらっしゃるのかな。そうすると、まず最初の4名にしましょうか。柚木委員、五味委員、丹生谷委員、それから雨宮委員、ここで一区切りにしたいと思います。では、柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員

柚木です。よろしくお願いします。

私のほうから、REASPさんに1点なんですけれども、特に太陽光パネルの関係なんですが、この発電設備で、この検討会でも議論になっておりますけれども、減価償却の過ぎた

時に廃棄なり、それからリサイクルというようなことで、REASPさんとして、会員の皆 さんにこういう方向で取り組んでいくんだというようなお考えとかがあれば、教えていた だければありがたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。では、次に五味委員、お願いいたします。

○五味委員

まず、REASPさんのほうに質問させていただきたいと思います。先ほどの3カ所のところと重複するところがあるかと思いますけれども、環境配慮とか、地元貢献、産業振興、地域連携、非常に多様な合意形成のあり方があると思うんですが、ステークホルダーをどういう範囲で声を掛けるのか、またそれをどういうふうに決めていくのかというところ、何かございましたらよろしくお願いします。特に、先ほど参加者が多いほどやはりいいというお話もありましたけれども、やはり構成メンバー、どういうところから声掛けしていくのかというところです。

もう一つが、導入後のフォローアップ、どういったものをどの程度実践されているのか、 またそこに関する各関係団体からの声というのを何か吸い上げている、または集める仕組 みというのがあるのかどうかというのをお聞きできればと思います。特に、導入後、そうい ったところでいかに信頼関係を継続していくのかというのは非常に重要になってくるかな と思っているところであります。

もう一つは、送配電網協議会さんのほうですけれども、関連するところではないかもしれませんが、災害時対応というのをどの程度この送配電網協議会さんのほうで考えられているのかというのを、何かありましたら。特に、土砂災害とか洪水とか、大規模地震というのがあると思いますが、特に地域間の電力の融通というのではなくて、この再生可能エネルギーはやはり災害時の電力利用という観点で、マイクログリッドを含めて活用が期待されているところですけれども、送電網をいかにレジリエントというか災害に強いものにしていくのかというのは重要なところかなと思っておりますので、その辺何かご意見ありましたらよろしくお願いします。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。では、次に丹生谷委員、お願いいたします。

○丹生谷委員

丹生谷です。よろしくお願いいたします。

REASPさんにお願いをしたいのですけれども、一つは最近再エネ条例がご存じのとおりたくさんできていまして、それの中でゾーニングを決めて、再エネ促進区域については、例えば緩和策を設けるだとか、抑制区域については許可制とするとかいうような形でやっていくところがだんだん増えてきているというふうに理解をしているんですけれども、た

だ抑制区域が割と広かったりするというところもあるかと思うんですね。それで、実際そういった条例が設定された前後について、ご感想とか、やりやすい、やりにくいとか、それからあと条例設定後に何かお気付きの課題とか、あれば教えていただければというのが1点目です。

それから2点目は、いつの段階で地域住民との話し合いとか説明会をするのがよいというふうに思われるかということなんですけれども、地域住民の方は大体なるべく早く説明会をしていただきたいと。でも、遅くなって、事業者さんのほうもずいぶん投資をしてしまって、もうこれ以上引けない、あまりプランも変えられないというところになってからであると、あまり建設的な話し合いができなくて、お互いにあまりいいことがないというようなご感想をお持ちの人が多いようなんですけれども、他方、あまり早い段階でというのも、事業者さんのほうもなかなか難しいところがあるかと思うんです。先ほど、自主的な説明会の開催を割と多くされていますということなんですけれども、知見として、どれぐらいの早めの段階からやるのがいいようにお感じであるかというようなところを教えていただければというふうに思います。

それから3つ目ですけれども、五味委員の先ほどのご発言ともちょっと重なるのですけれども、開発段階ではなくて、稼働が開始した後に何かトラブルとか苦情というようなものが出てきているような例があるかということと、そのような場合に、相談窓口というのは実際どのようにされているでしょうかという、以上3点です。よろしくお願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございました。では、雨宮委員、お願いいたします。

○雨宮委員

雨宮です。

REASPの川崎さんにご質問がございます。スライド番号16番ですけれども、ここに優良、善良な事業者さまの事業環境の創出について記載がございます。現状、必ずしも善良でない事業者の存在によって、規制という状況が続いているということも言えるわけですけれども、善良な事業者さまにとっては、1番のところで、厳格に管理・監督する仕組みは検討に値するという一方で、その次に追加的な規制はモメンタムを低下させる恐れがあるため、慎重に検討すべきという記載がございますけれども、追加的な規制によって、事業者さまの意識の低下とかがどのようなことが想定されるのか、事例があるんでしょうか。それとも、どのようなことを想定されているのかということをお聞きできればと思います。よろしくお願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございます。では、ここで説明者からのご回答を頂きたいと思います。先ほどと同じ順番で、まずはREASPの川崎さんからお願いいたします。

○川崎(一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会) はい、それでは、REASPから回答させていただきます。 柚木委員からの質問だったと思うんですけれども、パネルのリサイクルの検討ということでございますが、REASPの協会の中でも重要課題という認識はしております。ただ、まだ協会内の委員会で検討をし始めているという段階でございまして、グッドプラクティスの情報収集中ということで、まだ外に発信できるような指針が固まっていないという状況でございます。

二つ目、五味委員からのご指摘で、ステークホルダー等への声を掛ける範囲ということでございますが、ここに関しては、どこまで声を掛けるという仕組みがなくて、本当に各社、ある意味苦慮しているところではございます。地元にヒアリングをしていく中で、当然、行政等にヒアリングさせていただいて、どこに声を掛けるべきかというご相談をさせていただくこともございますし、土地取りまとめをしていく中で地元の方にごあいさつする中で、この町内会まで説明しておいた方がいいということでやるようなこともございますので、各社そこはやりながらケースバイケースで進めているというのが現状でございますので、何かこういう問題が取りまとめられる、最初からここに声を掛ければいいというようなワンストップサービスがなかなか難しいんですけれども、できるとありがたいなと思うところでございます。

続いて、丹生谷委員からの質問だったと思うんですけれども、ゾーニングに対しての感想ということでございます。一概にいい悪いというのはあれなんですけども、基本的には促進区域と抑制区域がはっきり区分けがされるというのは、われわれ事業者にとってもある意味非常にやりやすくなったなと思う部分はございます。抑制区域が思ったより広過ぎるどうこうというところは、本当にそれもケースバイケースでございますので、必ずしもいい悪いということではないんですけども、全体的にはできるところがはっきりするというのは非常にありがたいですし、できないところがはっきりするというのは非常にありがたいなというふうに思うところでございます。

もう一つ、地域住民との話し合いのタイミングということでございましたが、基本的には アセスとかをやるよりは、もう全然前の段階で、通常は土地を確保する段階で地域住民にお 話をさせていただく、ファーストコンタクトとしても含めて情報を、土地確保の段階で説明 会を開かせていただくケースが多いというふうに聞いております。

あともう一つ、善良な事業者にとって追加的な措置でという話だったと思うんですけども、これはモメンタムということで、まさに事業意欲がなくなるケースはどういうことかということかなと思うんですけど、やっぱり事業の予見性が下がるようなもの、追加的に何かコストがかかるようなもの、追加的に税金がかかるみたいな話であったりとか、追加投資をしなければいけないようなことが起きますと、やはり最初、決まっていたルールからの追加みたいなことになりますので、なかなか事業性が悪化するリスクがあるので、そういう事業に対しての投資意欲はなかなか、先が見えないという意味でも難しくなるのかなというふうに思っています。

質問に対する回答は以上でございます。

○山地委員長

はい、ありがとうございました。

では、送配電網協議会一帯さん、お願いします。

○菅(送配電網協議会)

はい、送配電網協議会の菅でございます。ご質問いただきありがとうございます。

五味委員の方からレジリエンス強化に向けた取り組みのご質問がございましたけれども、 ご質問は多分ハード対策だったと思いますけれども、われわれは一般送配電事業者といい ますか、電力全体で大きく分けてハードとソフトの両面の取り組みを行っております。

ハードにつきましては、過去さまざまな地震、大雨、強風等の災害で設備が損壊した実績がございますので、その教訓を踏まえまして、設備そのものにさまざまな対策を行ってきております。

それから、本日の資料でご紹介させていただきましたけれども、7ページ目、地域間連系線の強化、これもレジリエンスだけの目的ではないんですけれども、増強することによってレジリエンスの強化につながるものでございます。

それから、15ページ、無電柱化の話を紹介させていただきましたけれども、実は無電柱化もレジリエンスと、それ以外の目的としまして、景観への対応と、それから安全、円滑な交通の確保という目的も含めまして有益な手段となっておりますので、ここも進めているような状況でございます。

それから、2点目のソフト的な対応でございますけれども、ご存じかと思いますけども、 法的分離を現在しておりまして、分離以降も、いわゆる親会社と分かれたわれわれ一般送配 電事業者は、親会社も含めて全体で災害対応を共同で行っている。それに対して、きちんと 組織が機能するように定期的に全社で訓練を行ったり、あるいは、記憶に新しいところで言 いますと、令和元年の台風 10 号、19 号、千葉で大停電を起こした、ご迷惑をお掛けしたも のでございますけれども、このときの教訓を踏まえまして、災害時連携計画というものを作 成しまして、広域機関にも提出しております。

その中身としましては、もし設備が大規模に損壊した場合、災害があった電力会社に他の電力会社が応援して、早期に停電を復旧するという内容を定めているものでございまして、主な内容としましては、復旧の方法、あるいは関係自治体、それから、自衛隊さんと連携強化とか、それから、復旧の資材を全社で統一することにより、過去の反省を踏まえまして、さまざまな広域大での応援をするような仕組みというものを構築したところでございます。私からの説明は以上でございます。。

○山地委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に行きたいと思いますけれども、髙村委員、それから、手を挙げておられると思いますけれども大塚委員からご発言ご希望ですので、まず髙村委員、お願いします。

○髙村委員

ありがとうございます。まず、REASPさんに1点ご質問と、送配電網協議会さんに1点ご質問させていただければと思います。

REASPさんのお取り組みの中で、私自身も地元、大手のいわゆる都市開発等もされてきたディベロッパーさんもメンバーに入っていらっしゃる、REASPさんのならではだと思いますけれども、地元への、これは経済的な点、金銭的な意味だけでなく、地元への裨益、地元にとってメリットがある形での開発というのを進めていらっしゃるさまざまな事例、ご紹介いただいているかと思います。

私自身もスライドの 12 にありました林業との関係で、実際、道路を林業者に提供する形で、これはやはりその地域の自治体等の連携があってこそできる取り組みだというふうに思って伺っておりました。大変いい事例をご紹介いただいていると思います。

質問1点は、スライドの15のところにあります多くの委員もご関心があった合意形成のところです。具体的にやはりガイドライン、より詳細なガイドラインというものを記載をいただくのがどうかというご示唆を一つ頂いていたと思いますが、もう一つ、地元の公的機関にワンストップ対応をいただけるような仕組みということもご示唆いただいています。もし、具体的にこういう事例があるというのがございましたら教えていただければと思います。今、すぐ難しければ後で情報提供いただければというふうに思います。

それから、送配電網協議会さんについてですけれども、ご紹介いただいたように、この間、 本当にさまざまな取り組みで再生可能エネルギーを系統に統合していく取り組みをしてく ださっているというふうに思っております。

併せて、いろんな課題も本日ご指摘をいただいたんですけれども、1点、特に、この検討会の議論との関係で、追加的に今日のご報告にはなかったんですが教えていただきたいと思っていますのが、再生可能エネルギーを適正に地域と共生した形で導入をしていくときに、一定のゾーニングといったような手法が必要ではないかという意見が出ております。実際、改正温対法の下でも促進区域の導入をしておりますし、先ほどの再エネ法でも類似の制度があるかとも理解をしておりますけれども、先ほどもご報告の中にありましたけれども、やっぱり電源導入がある程度確度を持って導入の見通しがあるということが、系統整備、ローカル系統を整備される送配電事業者の皆さんにとっても必要だというふうに思いますし、他方で、導入する側も系統情報の公開なり、系統状況整備の見通しというものが明確になっていくことが導入を促進すると思っております。

そういう意味で、自治体、地域と送配電事業者さんの間で、こうした例えばゾーニングなども、あるいは特定の区域での再エネ導入などを念頭に置いて、計画的なローカル系統の増強なり整備、あるいは増強整備まで行かなくても、系統情報を公開して需要をそちらに促していくような、そうした自治体との連携の実績のモデルとなる事例というものがございましたらご紹介をいただけないかということであります。あるいは、連携の可能性についてご検討になっていることがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○山地委員長

はい、では、大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員

はい、どうも恐れ入ります。

REASPさんに幾つかお伺いしたいんですけども、先ほどのお話だと、アセスメントのだいぶ前の段階で説明をされるということですが、必ずしもそうでない事例も結構あるというふうにも午前中にお伺いしましたけれども、アセスメントの関係で何かお困りのことがあったら教えていただきたいことがございますのと、あと、やはりアセスメントの関係ですが、先ほどもご意見、ご質問ありましたけども、事後的に何か問題が起きてきたときに、アセスメントで打って事後調査という方法があるんですけれども、そういうのが問題になっている例があったら教えていただきたいというのが一つでございます。

それから、もう一つですけれども、先ほど丹生谷委員がご質問になって、まだお答えいただいていないんじゃないかと思いますが、自治体の方で条例ができた前後で何か変化したようなことがあったら、それを教えていただきたいということとか、あと、自治体の指導との関係で何か感じていらっしゃるようなことがもしあったら教えていただきたいということが2点目でございます。

それからもう一つだけ、すみません、これも午前中こういうことが出てきたので、ちょっとお伺いしたいので、すみませんが、風力の場合に火災というのを私、あまりそれは気にしていなかったんですが、技術的に風力発電に伴う火災というのが何か対応する余地があるような気もしますが、何かお考えになっていることがあれば教えていただければと思いました。

以上です。

○山地委員長

はい、どうもありがとうございました。

ご質問は以上のようですので、ここで説明者からのご回答、これも今まで同様に、REASP 川崎さんからお願いいたします。

- ○川崎(一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会) はい、声、聞こえていますでしょうか。
- ○山地委員長

はい、大丈夫です。

○川崎(一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会)

髙村委員からの質問ということで、ワンストップ対応の具体的事例といったようなものかなと思います。具体的な事例、そこまで細かくはないんですけれども、自治体にお願いしたいことという意味では、誰に声を掛けたらいいのか、どこまでの範囲に声を掛けたらいいのかというところの辺り、相談窓口としては、まず行政に頼りたい部分もございますので、

まずはその辺りを相談できる仕組み、必ずしも全部を把握するのは難しいのかもしれませんけれども、少なくとも行政としては、ここには声を掛けてほしいというものは取りまとめいただき、比較的自治体に積極的に関与いただけるような仕組みがあるといいかなというふうに思いましたということです。

二つ目でございますが、大塚委員からの質問で、アセス前段階でも、アセスのタイミングで相談するケースがあるということでございましたが、確かにそういうケースもあるのかなと思います。

アセスでの困り事、これもちょっと各社にいろいろ聞いて、細かい事例は聞いてみないと 分かりませんので、少し、これは回答はまた後日まとめさせていただければなと思います。

自治体との条例で何か事業上の変化があるかということでございますが、当然、条例によって事業が撤退というケースは当然に起き得りますし、今までもそういう事例はあったのかというふうに思います。

風力の火災に関しての何か対応ということでのご質問あったかなと思うんですけども、 ちょっとここはすみません、まだ私の方で回答が分からない部分がございますので、もう少 し情報収集させていただいて回答できればなというふうに思います。

私の方は以上でございます。

○山地委員長

はい、ありがとうございました。

では、続きまして、送配電網協議会 菅さんお願いします。

○菅(送配電網協議会)

送配電網協議会の菅でございます。ご質問ありがとうございます。

髙村先生の方から、ローカル系統の整備に関する話と、需要誘導に関するご質問を頂きました。

まず、先生おっしゃるとおり、今後、再エネの導入を拡大する上で、発電事業者様がどの 辺りに導入していくかというのを、われわれが知る手段があれば、系統の整備に非常に有益 な情報にはなるけれども、一方で、どれぐらい発電事業者様の本気度といいますか、どのよ うな確度で入ってくるかというのは、どうしてもわれわれには分からない世界でございま すので、その辺りが非常に難しいところだと思っています。

一方、こちらの方から需要とか電源の誘導に関しましては、本日の説明資料の5スライドのところに、左下の方に空き容量マップというのを公開しておりますけれども、これは北陸さんの空き容量マップの例を記載していますけれども、黒の系統がいわゆる空いている送電線、空き容量がある送電線ということで、系統の増強をせず系統には接続できるようなところですので、空き容量マップを公開することによって、一定程度早く系統に接続、ビジネスを開始できるような情報を与えているので、そちらに誘導はできているのではないかなと思いますけれども、具体的にどのような効果があるかというところまではちょっと把握できておりません。

一方、需要の誘導に関しましては、これまでわれわれ電力会社につきましては、自治体様と一緒になりまして、いわゆる雇用の確保等々のために需要創出も含めて、いわゆる企業の誘致活動みたいなことは展開してまいりましたけども、系統の増強を見据えて自治体と協力した需要の誘導というのは、大変申し訳ありませんけども、私の方はちょっと把握しておりません。

回答は以上でございます。

○山地委員長

はい、どうもありがとうございました。

では、特にご発言ご希望はさらにはないようですから、前半のヒアリングと、それに対する質疑応答は以上でよろしいですかね。

何かご発言がありますか。

○田上課長

電力安全課長をしています田上でございます。

最後に、大塚先生から風力の火災の場合の対応についてご質問がございました。風力の火災を含めて、事故が起こった場合におきましては、産業保安監督部の方で、まずは現場の保全等をやった上で、事故の原因調査などにつきましては経済産業省の電力安全小委員会の審議会の方で事故原因の究明や再発防止策、他の事業者に対する水平展開などを行っているところでございます。

同じような災害が、事故が起こらないように、われわれの方もしっかり注視してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○山地委員長

はい、どうもありがとうございました。

何かご発言ご希望ありますか。以上でいいですか。

○経産省

はい、以上です。

○山地委員長

いいみたいですね。ちょっと私が追加説明すると、本日、午前に非公開ですけど勉強会と申しまして、その中で幾つか問題事例の話をされる方がいて、その中に風力発電所、どこかのナセルが火災を起こしている写真があって、特に質疑の中では、言葉の中ではやりとりはなかったけど、写真がありまして、多分それを取り上げて大塚委員が質問されたんだと思っております。ちょっと余計なことを追加しました。

それでは、後半の議題に移りたいと思います。

まず、事務局から資料3、あと、それから資料4の説明をお願いいたします。

○経産省

はい、事務局でございます。聞こえていますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です、お願いします。

○経産省

それでは、資料の3、そして資料の4に基づきまして事務局から説明をさせていただきます。

資料3の、最後のページ、13ページ目を最初に見ていただきますと、まずこの検討会第1回目の際に、事務局の方からご説明をさせていただきました。ホームページをご覧の方も資料の13ページ目からまずご覧いただければと思います。

再エネ特措法など、認定事業の実施の流れということで、計画の立案の段階から土地の開発に至るところ、いわゆる土地の開発前段階というふうには少し整理をしてございました。また、土地の開発から運転開始後というところで、ここに関わることについても第2ステップということでございました。そして、廃止、廃棄の段階ということで三つ目の段階ということでございます。こうした事業の実施につきましては、大きく三つの段階の中でさまざまなトラブルや対応、課題というところがあるんじゃないかということでございます。

また、一番下の方に書いてございますけれども、各段階で共通な手続きといたしまして、 本日も既にご議論されていただいておりますけれども、地域との対話や環境影響といった ところに関する手続きといったところもあるということでございます。

こうした大きな事業実施段階に応じまして、少しこれまでのご意見交換されていただいておりますところを整理させていただいたものが、この資料の3というものでございます。 資料の3は、ちょっと資料また戻っていただきまして1ページ目以降でございますけれども、大きく二つのセクションに分かれてございます。資料の3の前半は、今申し上げました大きく三つのステップ、そして共通の横の段階というところの、そうした問題の塊で整理をさせていただいているところが資料の5ページ目まで続いてございます。

その後6ページ目以降は、同じ内容なんでございますけれども、各検討会1回~3回までの各委員の皆様方からご議論を頂いた点、また、プレゼンテーターの方々から提起いただいた点などを少し抽出したもので、各回ごとに分けて整理をしているものでございます。基本的には同じ内容を各回ごとなのか、少し論点としての事業の実施段階のステージに応じてまとめたものなのか、その違いでございますので、基本的には同じ内容だというふうにご理解いただければと思ってございます。

今回、説明の関係で、資料の1ページ目、大きく事業の実施段階に応じましてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

資料の1ページ目でございます。まず、この検討会におきます基本的な考え方というところにつながるところについてのご指摘も頂いてございます。

まず一つ目、ダイヤで少し項目を限ってございますけれども、地域共生に関する考え方で ございます。地域共生については、安全安心に加えて、地域の貢献というところの検討が必 要ではないかということ。 また、次の項目でございますが、地域共生とは何か、地域共生のために何をやるべきか、 逆に何をやるべきではないかということについて整理しておくことが重要ということ。

また、地域で使える自立分散型再エネ電力が必要ではないかといったご指摘。

そしてまた、地域と共生したグッドプラクティスなどについて情報を収集、分析すること が重要じゃないかといったご指摘も頂いてございます。

次の塊でございますけれども、適正な再エネの導入管理に関する対応を検討するに当たっての横串的な視座というところでくくってございます。地域におけるトラブルなどにつきまして、懸念や違反の類型に応じて課題を整理し、法律でできること、条例でできること、それ以外で対応できることについて整理をしていくことが重要ではないかということ。

また、次の項目ですが、過去の問題への対応と、今後発生する中長期的な観点から一定の 規律の下で導入を促進していくための対応ということについては、分けて議論することが 重要ではないかといったご指摘。

そして、次の項目ですが、事業の実施段階に分けて、どういう情報が得られていて、どういう関係者がいるかということをケースに分けて議論をすることが必要ではないかといったご指摘でございます。

続きましては、事業の実施段階の一つ目に関わるところでございます。

土地の開発前段階といたしまして、まず、太陽光発電の立地や開発許可の運用の考え方というところで、少しくくってございますが、まず立地の考え方についてでございます。

乱開発や無秩序な開発の行われない仕組みづくりが重要だということ。また、再エネ設備につきましては、住宅に近いところにも設置されるため、ゾーニングが重要ではないかといったご指摘。

続きまして、推進すべきエリアと抑制すべきエリアのめりはりを付けるべきといったご 指摘。

続きまして、短期的には各法令の規律を高めるということが重要であり、また、中長期的には縦割りの土地利用、開発ルールを見直し、上位の土地利用制度を検討するといったことも考えられるといったご指摘も頂いてございます。

続きまして、太陽光発電の開発許可などの運用に関するご指摘でございます。

一つ目の項目ですが、太陽光発電事業の特性を踏まえた開発許可の考え方に関する関係 省庁の連携が重要ということ。また、規制要件に満たない盛土や切土といった、そういった ところの斜面であっても問題が生じる点に留意すべきだといったご指摘も頂いてございま す。

続いて、スライド2ページ目、ご覧いただきますと、一番上の項目、敷地外への土砂流出など、各省にまたがる論点もあるということで、よく連携することが重要というご指摘。

そして、その中で安全性や経済性のバランスに留意すべきだといったご指摘でございます。

また、国と自治体との連携が必須であり、自治体が条例に基づく指導などを行う場合のよ

りどころになるような国の方針などの検討が必要といったご指摘も頂いてございます。

また、二つの項目につきましては、林発の関係でございますけれども、林発制度における 安全な土木の方法については、盛土規制法、今、法律は成立はしましたので盛土規制法の技 術基準を参考に見直すといったご指摘。

また、災害の恐れが高い区域が事業区域に含まれる場合には、林発制度におきましては、 開発法に先立ち、えん堤等の設置などの対応策を検討させ、計画書に記載させるといったご 指摘も頂いてございます。

続きまして、再エネ導入を促進する制度における立地状況などに応じた対応についての 項目等を少し整理させていただいてございます。

一つ目の項目ですが、やはり各法令が縦割りになりやすいため、法令間の連携、ワンストップなどが重要ではないかといったご指摘。

また、温対法は促進区域というところを限るため、それ以外のエリアについての対応の検 討が必要ではないかといったご指摘を頂いてございます。

また、次の項目ですが、温対法の促進区域のインセンティブとして、再エネ特措法などと の連携を考えるべきといったご指摘。

次の項目として、地域の目標値を設定する、そして、それに沿った土地利用を計画、ゾーニングが必要といったご指摘も頂いてございます。

また、こうしたゾーニングなどにつきまして、再エネ促進区域への支援が必要といったご 指摘も頂いてございます。

また、地域脱炭素化促進事業に実効性を持たせるためには、経済的誘導策が有効ではないかといったご指摘も頂いているところでございます。

続いて、風力発電設備の立地や開発許可の運用の考え方の項目でございます。議論の中心は太陽光ではあるものの、風力の導入量も増やす必要があるということで、事業者の予見性を確保する観点から、アセス法の対象規模以下の案件について条例に任せておくだけでよいのかといったご指摘もございました。

続きまして、第2の段階のステップでございますが、土地開発後から運転開始後、運転中 の段階でございます。

法令違反などの未然防止、違反状態の早期解消に向けた取り組みとして少し整理をさせていただいてございます。

まず、行政機関の連携強化といった項目でございます。

関係法令におきます違反があった場合における自治体から経済産業局への通報の仕組みなどの連携体制の構築が必要ではないかといったご指摘。また、FIT認定を前提とした許認可に関する情報公開をすべきといったご指摘も頂いてございます。

また、林発許可におきまして、森林以外に転用された後の継続的な管理について、経過観察を要する緑化等につきましては、森林法の枠組みで一定期間監督しつつ、電事法など関係省庁等の制度との連携した取り組みを強化することが重要といったご指摘も頂いてござい

ます。

続きまして、違反状況の早期の解消、違反の未然防止ということで2ページ目~3ページ目、ご覧いただければと思います。

3ページ目の上段でございます。再エネ特措法の指導、改善命令、取り消しなどの手続きでは、必ずしも早期に違反状態を直すインセンティブ状態は働かない可能性もある。早期に改善、予防する仕組みを議論することが必要といったご指摘。

また、林地開発完了確認前に事業を開始しているケースや、森林法違反の指導中に売電するケースなどもございまして、違反状態での売電を防ぐ仕組みも重要ではないかといったご指摘も頂いてございます。

また、維持管理などが不十分な案件については、FIT価格での買い取りを行わない。例えば、買取価格の変更、買取停止といった市場原理に基づく手法が効果的ではないかといったご指摘も頂いてございます。

その他、事故情報の分析やデータベース化が必要といったこと。また、違反案件について は、指導、勧告など、早い段階で系統接続を止めることが重要といったご指摘も頂いてござ います。

また、中小規模の設備を中心として、運転開始前に関係法令等の違反がないかについての チェック機能を働かせることが重要といったご指摘。

また、規制の遡及適用については慎重な検討が必要ではないかといったご指摘も頂いているところでございます。

続きまして、第3のステップ、事業実施段階でございますが、廃止、廃棄の段階でございます。リサイクル適正処理に関する対応の強化といった項目で整理をさせていただいてございます。

- 一つ目の塊ですが、制度的対応という項目でございます。
- 一つ目、制度の検討に当たっては、関係行政期間の行政共有が必要ということ。

また、廃棄については、関係者が連携し、新たな制度を整備するには時間を要するという 観点から、速やかに議論を開始すべきといったご指摘を頂いてございます。

また、輸入品が多い製品についての廃棄物に関するリサイクルなどの循環管理の法的ルールについては、早急な制度的対応が必要であるといったご指摘も頂いてございます。

また、Non-FIT、Non-FIPを見据えまして、再利用や適切な廃棄には地域と協力した回収フローの構築が必要でもあり、リサイクル・廃棄についての制度的措置の検討が必要といったご指摘も頂いてございます。

また、次の塊ですが、事業終了時などにおきます適正な対応ということで、特に制度の運用面的な観点でございますけども整理をしてございます。

廃棄については、積み立て制度など最低限措置されているが、事業終了をどのように特定 するかが重要だと、肝要だということ。

次の項目ですが、今後の太陽光パネルの適正処理に向けて、廃棄に関する情報把握が重要

であるということ。

また、事業の廃止届と廃棄物該当性との間にギャップがあり、パネルを廃棄物として扱うタイミングや考え方の整理が必要ではないかといったご指摘も頂いてございます。

また、再エネ発電事業者が行方不明になった場合に備え、建築基準法や空き家特措法の中で規定されているような略式大執行の仕組みを法令で担保する必要があるのではないかといったご指摘も頂いてございます。

また、検討に当たっての考慮事項といたしまして3ページ目の一番下の項目でございますけれども、発電設備から出た廃棄物がきちんと処理業者に渡されるフローということで、物や情報などの流れといったこともしっかりと見ていくことが重要だといったご指摘も頂いてございます。

また、廃棄物処理については、パネルの処理について地方における雇用創出の契機にできないかといったご指摘も頂いてございます。

続きまして、資料の4ページ目でございます。

リサイクルの関係でございますけれども、搬入コストを念頭に置きますと、ある程度メガ ソーラーが集まっている場所にリサイクル工場を設置するといった適正立地の考え方につ いてもこれからの検討課題だといったご指摘も頂いてございます。

そして、太陽光パネルの大部分を占めるガラスのリサイクルを進めるため、再生資源としての需要開拓等の課題を今後検討していく必要があるといったご指摘も頂いてございます。

また、持続可能な適正処理、リサイクルの仕組みの検討を開始することを念頭に、関係省 庁およびステークホルダーによる意見交換会の場を立ち上げてはどうかといったご指摘も 頂いてございます。

続きまして、適正な廃棄処理に向けた関係者への情報発信、周知の塊でございます。

一つ目の項目ですが、長期間にわたる最終処分場の維持管理のために、有害物質の含有や溶出等の観点から、廃棄物の確認を徹底する必要がある。そのために廃棄物処理事業者に対して、廃棄物の性状ですとか、情報の提供を徹底することが重要であるということ。また、国産メーカー以外にも海外メーカーもございますので、外国産の場合も含めて情報の発信が必要ということでございます。

また、太陽光発電設備の廃棄ルールなどにつきまして、農業、ソーラーシェアリングなど をはじめとするさまざまな現場の方々に情報が届くように周知徹底が必要だといったご指 摘も頂いてございます。

また、調達期間後の設備更新というところでございます。事業計画ガイドラインにおきましては、調達期間終了後の設備更新についても努力義務として努めることとされておりますけれども、どのように発電設備の更新を促していくのかといった視点、また、土地や系統を考えれば、更新、有効活用は重要だといったご指摘も頂いてございます。

また、FITの買い取り期間だけではなく、長期安定的に運用できる設備とすることが重要だといったご指摘。また、地域に根差した取り組みを支援するような制度の検討を行って

はどうかといった長期稼働の観点からのご指摘も頂いているところでございます。

また、各事業段階を貫きながら横断的な事項として幾つか整理をさせていただいてございます。

まず、合意形成に向けた適切なコミュニケーションの塊で少しくくっているものでございます。

一つ目の項目でございますけれども、地域とのコミュニケーションの観点から、住民説明 会の重要性が高まっている。その中で誰が何を説明する必要があるのかといったなどの整 理や、調整のテーブルに付ける仕組みづくりが必要といったご指摘も頂いてございます。

また、住民の方々と事業者の方々との間のトラブル解決のための話し合いの場が必要という観点から、自治体なども含めた第三者を交えた話し合いの場を設ける仕組みも検討すべきといったご指摘。また、ドイツの例もございまして、ドイツなどにおける紛争調停機関など類似の機関を参考として検討を行ってはどうかといったご指摘も頂いてございます。

続きまして、スライド5ページ目でございます。

一番上の項目ですが、条例によって事前のコミュニケーション手続きを設けた結果、事業者と地元住民との対話が促進され、市への苦情などが減少した可能性もあるといったご指摘も頂いてございます。

また、林地開発許可制度などの関連制度間におきまして、地域の意見を反映させるための 仕組みについて、関係省庁や都道府県との連携を進めることが重要といったご指摘も頂い てございます。

他方で、自治会の合意や住民合意など、私人間の同意を求めるような部分につきましては、 財産権との関係で慎重であるべきといったご指摘も頂いているところでございます。

続いての塊ですけれども、適切な事業、事業者の在り方という観点でくくってございます。 一つ目の項目ですが、事業者の適格性という観点での議論があり得るといったご指摘も 頂いてございます。具体的には、一義的には責任者は事業者ということでございますけれど も、低圧設備、具体的には 50kW未満でございますけど、こうした低圧設備などにおきま しては、事業者というより個人の方々が所有者となっているケースもあるということで、誰 に対して責任を課していくのかといった観点での整理も重要ではないかといったご指摘も 頂いてございます。

また、事業者が途中で変わるような場合というところにつきましても、新たな事業者が実際、再エネが立地されております現場や、事業の実態などを把握しておらず、事業譲渡によりまして適正な事業の引き継ぎがなされないといった太陽光発電事業の特性にも留意すべき必要があるんじゃないかといったご指摘も頂いてございます。

規制の在り方についての塊といたしましては、規律違反に対する刑罰を課す場合におきましては、捜査当局がいないと措置できないといった刑罰の場合があるということでございますので、行政機関で完結するような規制について検討するのがよいのではないかといったご指摘も頂いてございます。

最後の塊になりますけれども、Non-FIT、Non-FIP案件に対する検討ということでございます。

Non-FIT、Non-FIPにつきましては、電気事業法とアセス法が関わるということになりますけれども、条例だと予見可能性が低くなるといった恐れもあることから、事業の健全性のために、促進とのバランスに留意しながら、事業者の事業継続性や欠格要件など、一定の法規制の検討も必要ではないかといったご指摘も頂いているところでございます。

資料3につきましては、以上でございます。

続きまして、本日ご欠席でございますけれども、委員の松本委員から資料提出がございま すので、簡単に概要を申し述べたいと思います。

資料の4につきましてお開きいただければと思います。

大きく四つの観点からご意見を頂いているところでございます。

- ①今回の検討会のメインスコープは太陽光発電だと思うが、その他電源についても課題が生じたら機動的に対応していくといった観点などを盛り込むべきではないか。特に、小型風力発電の管理や廃棄の問題、洋上を含む大型風車のトラブルなども今後生じるのではないか懸念をしている。
- ②太陽光パネルの廃棄について、足元では住宅用パネルの処理に関して誰に相談すれば よいのか分からず困っているといった声も聞かれる。住宅用太陽光の所有者などへの周知 など、必要な対応を検討すべき。
- ③これまで議論したような措置について、適切に運用しようとする場合、執行力、執行体制の強化が不可欠である。人員の強化は簡単ではないが、デジタル化や新しい技術などを通じて、効率的な執行についても検討してもらいたい。
- ④洋上風力発電の立地地域において、地域住民や自然保護団体から意見や要望が寄せられている。以下に示されていただいております。こうした全国の悩みの声は重要であり、論点整理を委員会の議論の中でしっかりとした上で、パブリックコメントなどをかけて地域のお声を丁寧に聞いてほしいといった意見を頂いているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

○山地委員長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、自由討議の時間に入りたいと思います。先ほどと同様ですけれども、ご発言を ご希望の方はチャットボックスに書き込むか、あるいはチャットボックスに書き込めない 方は手を挙げるボタンを押していただければと思います。

大塚委員から手が挙がっていますので、まずは大塚委員からお願いします。

○大塚委員

どうもありがとうございます。すいません。恐れ入ります。ちょっと途中で中座しますので、早くから発言させていただきます。恐れ入ります。

大きく3点ほど指摘させていただきたいのと、1つ質問がございますが、まず、今まで私が発言していたことも入れていただいていますし、どれも非常に重要な指摘を簡潔にまとめていただいたものと考えております。

それで、2ページの24行目辺りに書いてある、風力発電設備の立地とか開発許可の運用の考え方のところで、アセスのことも書いておきました。これだけを見ると、何か規制強化することだけを言っているように思われるかもしれませんが、必ずしもそういう趣旨ではなく、風力とか再エネのアセス、特に風力ですが、に関しては規模よりも立地のほうが重要だというようなことも指摘されており、ゾーニングが非常に重要になるということと、あと、事後調査が重要になるという性質がございますので、逆に言うと、極めて大規模な開発事業とかとはだいぶ違うので、風力特有のそのアセス、場合によっては緩和するところも含めてですが、対応する必要があるんじゃないかという意味も含めて、ここに主張させていただきます。ちょっとこれだけだと、規制強化だけを言っているかのように思われるかもしれませんが、そういう趣旨ではないということも念のため発言させていただきます。

それから、2つ目ですけれども、4ページのところで10行目辺り、11行目辺りのところでございます。この情報提供は場合によっては表示をするというようなことを、このぐらいは義務付けてもあまり異論は少ないんじゃないかというふうに思われますが、お考えいただけるとありがたいかなと思います。これは一種の生産者責任の一つにもなりますので、循環型社会形成推進基本法の中に表示についても書かれていますので、その一種と考えていただければよく、実際には輸入業者の方が太陽光パネルの場合だと輸入が多いので、注意していただくようなこともなるかと思いますので、そういう表示の義務付けということもぜひお考えいただければありがたいと思います。

第3点ですけれども、5ページのところで10行目、13行目、それから24行目辺りのところも関係しますが、事業者の適格性とか欠格要件の話。それから、事業譲渡によって適正な事業の引き継ぎがなされないというような問題。こういうのはきっとまとめて考えていただく必要があると思いますし、非FITの場合は特に問題になると思いますが、FITでも問題になり得ることだと思います。現在、FITに関しては円滑かつ確実に再エネ発電事業が実施されると見込まれるものであることというのが認定の要件になっていますので、これがなければ取り消されることになるのですが、これが法文なので、ある意味致し方ないところもあるんですけれども、必ずしも明確ではないので、やや抽象的なので、具体的にその円滑かつ確実に実施されるということのために何が必要かということを少し細かく書いていただく、法令に書いていただく。無理であれば、ガイドラインということもあると思いますが、できれば法令に書いていただいたほうが予見可能性は高まると思いますけれども、ということはご努力いただきたいということを意見として申し上げさせていただければと思います。

1 点質問なのは、3ページのところの28行目のところですけれども、この「事業の廃止届と廃棄物該当性の判断との間にギャップがあり」というのは、ギャップはなくしたほうが

いいともちろん思うんですけれども、これは具体的に例えばどういうことをおっしゃっていたでしょうか。私が聞き漏らしていたかもしれないので、教えていただければと思います。 以上でございます。恐れ入ります。

○山地委員長

ありがとうございます。質問に関しては、後でまとめてご対応いただきたいと思います。 それと、今の説明は今までの議論の事務局による取りまとめですけれども、冒頭申し上げた ように、今後取りまとめていく中で新しい視点が必要だということがあれば、そういうこと も生かしていきたいと思うのが趣旨ですので、よろしくお願いします。

この後ですけれども、何名かの委員からご発言をご希望です。まず、柚木委員、その後、 若井委員と行きたいと思います。柚木委員、お願いします。

○柚木委員

ありがとうございます。私のほうから何点か今後のことも含めて意見を述べさせていた だければと思います。

1点目なんですけれども、特に太陽光発電施設の関係なんですけれども、これに関しては 具体的なこの動きがあって以降、いろいろガイドライン等が策定をされて、かなり安全性と かについての要件が後から出てきたわけでありますけれども、それ以前に設置されている 施設についてもこのガイドラインでの適合性とかいったようなことの確認が取られている かどうか、もし十分取られていないということであれば、今後新しいガイドライン等を踏ま えた旧施設対応についてもきちっと措置をしていくということが大事ではないかなという ふうに思っております。それが1点目でございます。

それからもう一つは、先ほど来お話がありますけれども、特に太陽光のパネルの関係については廃棄とかリサイクルに関しての制度的な措置ないし、それから処理事業者の確保とか、処理基準の体系化ということをやはり今から準備をしておくということが非常に大事ではないかなというふうに思っております。

3点目は、この再工ネの取り組みに当たっての対応として、ややもすると太陽光なり風力を中心とした施設の設置ありきという形でやや進んできた感があるのではないかというふうに思っております。ただ、それによる弊害とか課題もこれまでの議論の中でも明らかになっている部分もございます。そういったことから、改めてこのメリットとかデメリット、それから、地域の適正度合いといったようなことについても分析とか検討ということを行っていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

最後に、今まであまり議論としてなかったんですけれども、頂いた資料の中等にバイオマスの活用の推進というふうなことも載っていたかと思うんですけれども、われわれ農地の関係で言いますと、耕作放棄地の再利用というふうな観点からしても、そういうバイオマスの関係の原料になるようなものについて、そういう所での生産というようなこともこれから考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。そういう意味では、このCO2の、これは林業を含めてでございますけれども、CO2の吸収とか貯蔵とか、農林業

の生産物によるバイオマス活用、さらには食品廃棄物の利用等を含めて、再生可能エネルギーの戦略を改めて考えていく必要があるんではないかというふうに思っております。

そのために、できますれば、地域レベルでのバイオマス利用の促進をする上でのこのバイオマスの種類別の賦存量がどうなっているかとか、それから、利用の状況がどうなのかといったようなことについての検討も大事ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、若井委員、お願いします。

○若井委員

1ページ目の開発前段階に関するコメントの辺りについてなんですけれども、基本的にはこれでよろしいんではないかと思いますが、一つだけ追加コメントをさせていただきたいのは、例えば立地の考え方という項目の例えば2つ目辺りで、「再エネ設備は住宅に近いところにも設置されるため、ゾーニングが重要」というのがありますけれども、確かにそのとおりなんですけれども、農業規制法のほうの議論でも同様のことがあったかと思いますが、必ずしも住宅というふうに紋切り型にするのではなくて、より広い保全対象を想定したほうがよいんじゃないかなというふうに思います。

以前にコメントをしましたが、一例として例えば高速道路のすぐ脇の見上げるような急傾斜の高い斜面上に盛り土も切り土もしないという状況下でパネルがたくさん置かれると。特に切り盛りをほとんどしないと、盛土規制法側の規制の網から守れるという結果になるわけで、そういう意味では電事法のこちらの側で引き取らなくちゃいけないという事案になるわけですけれども、そういう所に道路から見上げると覆いかぶさるような位置に多数のそういったものが置かれるということについて、やっぱりこれはもうゾーニングの対象にすべきじゃないかという発言を以前させていただきました。

これは一例ですけれども、とにかくそのゾーニングの際に影響を及ぼす対象を住宅ということであまり限定せずに、例えばその住宅等を含む重要インフラとか、何かそういう影響 範囲についてもうちょっと広範な整理をしていただけると、なおいいかなというふうに思いました。

いずれにしても、繰り返しになりますが、盛土規制法のほうではやっぱり盛り土、切り土 という行為がないとほとんど斜面を整地した所でパネルが置かれるということについては やっぱりちょっと適用の限界があるので、そういう意味ではこちら側で主体的に対応する のがいいかなと思いました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。

手を挙げておられる興津委員をはじめ、何人かの方がご発言をご希望でございますので、

まずは髙村委員、五味委員、大関委員。この順番で進めていきたいと思います。 髙村委員にお願いします。

○髙村委員

ありがとうございます。これまでの委員、あるいはヒアリングのポイントをうまく、いろんな意見が出ていたと思いますが、整理をしていただいていると思っております。もう既に盛り込んでいただいているところはもう申し上げずに、ぜひこうした点も入れていただくといいんじゃないかという点を3~4点申し上げたいと思います。

1点目は冒頭の多分基本的な考え方のところに関わると思うんですが、その下のところにもそれぞれ書かれていないとは思っていないんですけれども、この間の議論を聞いたときに、やはり今現在の再エネ設備事業の圧倒的な割合を占める再エネ特措法の下で買い取り制度によるものと、それから、買い取り制度によらないもので、確実にこれから増えていくだろうというこの2つをやはり意識して規律を考える必要があるんじゃないかという点であります。

例えば、再エネ特措法の下での規律、例えば違反のところでも、ディスインセンティブを与える方法として、買い取りをしない、あるいは買い取りを中断するといったような考え、アイデアというのは出ているかと思いますけれども、これはまさに再エネ特措法の下で事業認定を受けているので効くディスインセンティブで、買い取り制度によらないものについては直接的にはこれはディスインセンティブとしては効かないというふうに思います。そういう意味では当面の圧倒的な割合を占める買い取り制度による再エネ特措法の下でどう規律をうまく強化、あるいは規律を適正に運用し、違反を抑制していくかということと同時に、買い取り制度によらないものについてどういうやはり規律が必要なのかという議論が意識して行われる必要があるかなというふうに思っております。これが1点目です。

それから、2つ目でありますけれども、やはり再エネ導入を促進をしていくときに、2枚目のところにあります立地状況等に応じた対応というのが非常に重要だというふうに思っております。今回書いていただいているように、例えばゾーニングといったような形で地域がその意志と計画をもってしっかり規律をして対応をすると。これは改正温対法ですとか、あるいは改正再エネ法などといったような関係法令をうまく活用していく、連携をしていくということが必要かと思いますが、その点については記載をしていただいていると思うんですけれども、もう一つは太陽光のところで書かれてはいるんですけれども、やはり特別な考慮というか、配慮が必要な区域というのがかなり議論になっているのではないかというふうに思っております。脆弱(ぜいじゃく)な区域と。土地利用が脆弱な土地と言ってもいいのかもしれませんけれども、例えばこの間の議論で行きますと、林地についてどうするかとか、先ほどの斜面地等もそうかもしれませんけれども、こうした土地、性格を持った土地について改めてやはり全体として、それぞれいろいろな法令が関わってくるわけですけれども、そうした区域に、特定の区域について、そうした性質を持つ区域について、しっかりその連携がつくれるような仕組みというものを考える必要があるのではないかと思いま

す。この間、太陽光の文脈では林地開発許可のところでかなり突っ込んだ議論をこの検討会でもしたと思いますけれども、林地以外に他にないのかということも含めて、まさに脆弱な、特に考慮が必要な、配慮が必要な特定の区域についての対応というものをどちらも整理をする必要があるんではないかということが2点目です。

3点目は、先ほど送配電網協議会にご質問をし、ご意見をいただいたところですけれども、 やはり適正にこの地域で計画をもって導入がされていくときに、これはトラブルを避ける という意味でもそうですけれども、系統情報の公開等をしていただいておりますが、やはり 地域と送配電事業者との連携というのがもうひとつやはり重要じゃないかなというふうに 思っております。これは電源配置の点でも先ほどの需要誘導の点でもであります。

最後でありますけれども、これは少し今、地域共生ということで地域と共生したということでありますけれども、やはりこの間の議論で地域の合意というのをどういうふうにうまくつくっていくかと。特に住民の参加は非常に重要だということであります。そのときに、やはり再エネーつをとっても国法によるアセスメント、条例によるもの、それから、事業景観ガイドライン等による事業者の任意のものというものがあると思っています。ここを少しやはり整理をする必要があるんではないか。これはしっかり規律ができているかということと同時に、逆に、重複をして事業者にとって大きな過度な負担になっていないかという 観点からも、先ほど大塚委員、風力のところでご発言がありましたけれども、ここの点は国法、条例、その他任意の、あるいは事業計画ガイドラインですから、再エネ特措法の下ということでしょうか。そこをしっかり制度の整合性といいましょうか、調整ができているかというのは見ていく必要がある点ではないかというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

委員の発言の途中なんですけれども、事務局から先ほどの大塚委員からの質問の廃止届 と廃棄物該当性のギャップに対する質問について回答をしたいということで、大塚委員が 途中退席なものですから、ここでちょっと事務局から発言をお願いできますか。

○経産省

事務局から発言いたします。すいません。よろしくお願いします。

○環境省

よろしくお願いします。環境省でございます。

ここの部分の事業の廃止届け出と廃棄物該当性の判断のギャップに関してご質問がございました。廃棄物処理法上、廃棄物と判断する際には、たとえ太陽光パネルが適切に処分されずに放置されている場合であったとしても、それが直ちに廃棄物に該当するかどうかというところについては、廃棄物該当性の判断基準、いわゆる総合判断説と呼ばれているものがございますけれども、これに照らして都道府県が廃棄物かどうかの判断を行うということになってございます。

そうしますと、その事業者のほうで廃止届け出は出したというところに関しては、廃棄物該当性の判断の一つであります、その占有者の意思とも関わりがあるというところではありますけれども、ただ、その廃止届け出を出した後も事業譲渡する可能性もありますし、直ちに廃棄物に該当するかどうかというのは個別の事情に応じて判断する形になりますので、事業届け出が出ることを知って、イコール、それをもって事業届け出がされたパネルが廃棄物になるかというところは別物ではないかと。そういうご意見かと理解しております。

○山地委員長

ありがとうございます。大塚委員、よろしいですか。

○大塚委員

はい、ありがとうございます。

○山地委員長

じゃあ、委員の発言に戻りまして、次に五味委員、お願いします。

○五味委員

ありがとうございます。全体的に網羅されているところもあるかと思うんですけれども、 読み込めるところもあるかなと思ったんですが、1点、この開発行為の一体性というところ をもう少しひとつ踏み込んでもいいのかなと思って聞いておりました。

やはりこの開発行為、主体の一体性とか、利用目的、物理的な位置関係、時期の一体性というところがそれぞれあるかと思いますが、そういったものを林地開発許可や電事法による基準を変えていっても、その一体性を少し整理、きちっと整理しておかないと、例えば林地開発許可の1〜クタールを変えていったとしても、それに反映をした形で許可のほうが小規模になって、また幾つか複数になっていくというようなことが起こり得るんではないかと考えますので、特にその地域において幾つかの事業が同時並行に起こるということもありますし、その主体、合意主体の一体性ということからすると、開発者、土地利用者、工事関係者などが同一であるかどうかというところも、実はそれぞれ小規模なものが開発者がばらばらであるけれども同時に起こっているというようなこともあり得ると思いますので、もう少しこの辺を丁寧に整理する必要があるのではないかなと聞いていて思いました。あと、事業者の適格性のところは非常にこの部分は非常に大事だなとは思うんですが、もう一つ、やはりこれは山地、森林開発においては、山地、森林斜面に対応するような事業者が的確にこの事業を進めるということも非常に重要であると思っておりますので、もちろんその電圧設備等というところ、観点は非常に大事なんですけれども、工事主体としての事

業者の適格性というところはもう少し重要なのかなと思って聞いておりました。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございます。 では、大関委員、お願いします。

○大関委員

産総研の大関です。どうも取りまとめをありがとうございました。

私からは3点ほど。1つ目は1ページ目の16行とか、3ページ目の11行で、いわゆる既存の案件についてはここに記載のとおり、遡及(そきゅう)は慎重にしないといけないと私も思います。ただ、基準が途中で変わった場合の既存不適格に対する対応とか、もともと適合すべきだったけれども今は違反にある状態というのはしっかりと分けて考える必要があると思いますので、そこについては遡及ではなくて、今まで守るべきものだったものということの案件もあるということは認識しなきゃいけないなとは思います。

また、既存のものは違反のものを行政として是正を促すことが重要なのは間違いないと 思いますが、併せて、その設備を是正しながら集約したりといった、いわゆる既存のものを 長期安定電源化できるような事業者が出てくるということも重要だと思いますので、直ち に何かできるかという、良い案などはないですけれども、そういうことが見えてくるような 環境整備を敷いていく必要があるものと思います。

あとは、そういう補強をする場合に法令上良い悪いの範囲というは、行政は今後していかなきゃいけないと思いますが、そういったところはしっかりとどういう対応をするかを考えていかなきゃいけないなと思います。

5ページ目の22の最後です。委員の方からもやはりありましたけれども、FIT法以外が今後増えてくる、そういう事業を期待しなきゃいけないと思いますが、FIT法のみで省令とかガイドライン上で、課した要件というのもあると思います。事業計画策定ガイドラインの適用範囲では、補足的に再エネ特措法以外でも参考にしてほしいと記載があるように、行政としてはおそらくこの事業計画策定ガイドラインの内容は全ての再エネ利用者、太陽光発電事業者にも守ってほしいものとして作ったんだろうというふうに思います。

FIT法で求めている要件は、今後、FIT法以外のところでも必要に応じては要件として求める必要がありますし、他の法令からできるものについては、はそういったもので対応する必要があるんじゃないかと。例えば標識とか柵塀とか、保守点検の維持計画とか、廃棄の積み立てとか、また、他法令は委員からもおっしゃったと思いますので、その辺りをそれぞれのパートについて、全部1個の法令でカバーできるのか、それぞれ違う法令とかでカバーできるか、というのは検討の余地があると思っています。

最後に、今後の太陽光の導入を期待される設置の場所としては、営農を含めた農業間の連携と、建物設置というのが重要で、期待されているんだと思います。そこに対して、農業はある程度、行政とかが絡む場合もありますけれども、それ以外についてはそれほど今のところ、この資料には記載がないというので、問題がないから記載がないのか、まだ見落としているのかというのは継続的に見ていく必要があると思いますし、特に建物に関しては今の事業者等よりは設備の安全上どうかとか、屋根貸しが今後増えてくるということもありますので、そういう所有者との建物との関係というものに問題はないかというのはしっかりと注視する必要があると思います。

以上になります。

○山地委員長

ありがとうございました。

これからですけれども、神山委員、興津委員、池田委員、丹生谷委員の順番で回していき たいと思います。よろしくお願いします。神山委員、お願いします。

○神山委員

神山でございます。おまとめどうもありがとうございました。また、私の拙い意見も加えていただいて、ありがとうございました。

私からは1点でございまして、もう既に法律、条例でできるところを考えていく必要があるとか、ゾーニングの在り方、地域の合意というところにもう網羅されているかとは思いますが、ぜひご考慮をいただきたいこととして述べたいと思います。

災害に関わる地域や、特別な配慮を必要とする区域というものを積極的に保護するのは もちろん、地域特性に応じての条例の制定というのも認められていると思います。そうした ところで条例の、内容の正当性といいますか、適正さと申しますか、ちょっと表現が難しい のですが、条例でできることというのも検討する必要があるというふうには考えています。

最近なのですが、優劣付けがたいからという理由で、町内全域とか自治体内全域が抑制区域になる事例が増えているというふうに報道等で伺っています。促進区域を指定しないというのは、ある意味、分かるところはあるのですが、正当な理由が明確でないままに全域が抑制区域になるという点では、経済活動の自由の原則違反ではないかなと少し思っているところもございます。

こうした条例制定の理由としては、何か優劣付けがたいので全域を抑制区域にいたしましたというような記述等もあるのですが、無秩序な開発を防ぐために条例を活用するという方向にやはり向いていってほしいと思っていまして、そのように法解釈を促して、ルールメーキングできるようにしないと、規律、全体の規律としてうまく動かないのではないかというふうに考えている次第ですので、ぜひご考慮をお願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、興津委員、お願いします。

○興津委員

興津でございます。私からはこのペーパーの中に明示的には出ていないかなと思われる 点として、規制のターゲッティングのようなことについて発言をさせていただきたいと思 います。

今回検討しているような再エネとか、あるいは廃棄物の問題のみならず、行政上の規制の対象となる分野、消費者問題であったり、個人情報保護であったり、いろいろあるわけなんですが、そういった分野で規制をどういった業者を念頭に置いて規制をするかということについて行政法学者の発言が最近あるところです。どういうことかと申しますと、規制の対象となる事業者と一口に言っても、例えば上場企業であって全国的な知名度もあり、コンプ

ライアンスの意識も高く、知識とか理解も十分であって、放っておいても大きな問題はないだろうと思われる善良なタイプの事業者もいれば、逆にその法令の間隙(かんげき)を突いて違法すれすれのことをやりつつ、法令違反が発覚しそうになったら計画倒産などをして行方をくらましてしまうというようなちょっと悪質、悪徳な事業者もいれば、多くの事業者はその中間でして、特に意図して法令違反をしようと思っているわけではないんだけれども、知識不足であったり、理解不足であったり、技術力不足のために問題になるようなことをしてしまう恐れがあるといったようなタイプの3種類ぐらいに大ざっぱに言うと分かれるかなというような指摘があるところです。

そのようなタイプの事業者がいたときに、どういったタイプの事業者を念頭に置くかによって、その規制の在り方が変わってくるということは念頭に置いてもよいのかなと思われます。例えば、悪質事業者について考えますと、こちらのほうはもうどこに行ってしまったか分からなくなっても困らないようにあらかじめ制度を仕組んでおくということが必要かと思いまして、その例として、例えば3ページの30行目のところで、略式代執行の仕組みを設けておく必要がないのかと。これは確か板垣先生がヒアリングの時におっしゃっていた論点だと思いますが、略式代執行ってどういう仕組みかと申しますと、本来の代執行はその代執行を行う際に令状を発付して、それを義務者に通知しなければいけないわけなんですけれども、義務者が行方知れずになってしまった場合に、その公示をもってそれに代えることができるという仕組みであるわけです。あるいは、それと似た発想をとる仕組みとして、その行政処分を行う際に、これは行政処分が相手方に到達をしなければ本来の効力を生じないんですけれども、これも行方をくらましてしまうと行政処分をすることができなくなってしまうので、例えば公示送達を行うことによって効力を発生させるといった仕組み、そういった仕組みも考えられてよいのかなというふうに思うところです。

今度は逆に善良な事業者にとっては、これはむしろグッドプラクティスとか模範になるような事例を提供していただいて、それでむしろ法執行に協力をしていただくという観点から積極的に関わっていただくのが望ましいのかなと。

それで、中間層というのは必要な知識や理解が与えられればそれなりにコンプライアンスもやってくれるだろうということが期待できますので、最初から強制的な手段で縛るよりは、そういった指導とかコミュニケーションを図りながら、ソフトな手段によって対応していくということが考えられてよいのかなというふうに思うところです。

今日の前半でREASPさんのほうから、やはり規制が加重されることによって、ちゃんとやっている事業者の負担になるようなことについては慎重になってほしいというご指摘がありました。それも結局、やはり規制のターゲッティングというものを明確にすることによって、ある程度は対応できることなのかなと思います。ただ、これはこの規制は悪徳事業者向けですということを法令の条文に書くということはなかなか難しいと思いますので、制度を作った上で、その法執行の在り方について積極的に発信をしていただいて、事業者さんを巻き込んでコミュニケーションをとっていただいて、そのターゲットを整理していく

と。そういったことも考えられていいのかなと思いました。 以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。

では次、池田委員、お願いします。

○池田委員

池田でございます。委員長、ありがとうございます。

ここまでその推進と規律のバランスの中で、若干規律の面の話題が多かったかなと思います一方で、大きな論点が抜け落ちようとしているのはないかなと感じております。その上であえてということで、事業者がリスクと技術と費用をかけて開発したものであるにしろ、事業からの利益を事業者さんが得るのは自然ではあるんですけれども、地域の皆さまにとってこれがいかにメリットのあるものと感じていただけるかのような仕組みがあるといいんだろうなとも率直に思ったところです。

那須塩原さんからのお話だったでしょうか。非常時に地域に優先的に供給するような仕組み、こういったものというのはやっぱり納得感も理解も比較的得られやすいのかなと、お話を伺って感じました。

もう一つは、あえて突飛な事例を申し上げるんですけれども、海外でこの手の電力事業の中で出てくるフレームワークにBOTとかBOOTと呼ばれる Build Own Transfer とかBuild Own Operate and Transfer と呼ばれるような仕組み。事業が終了するときに、その事業をしっかり操業できる状況にして、必要な修理部品をつけて、最後はこれを公社や公的機関に譲渡すると。つまり、将来もそれが地域のものになるみたいなイメージなんですかね。日本の場合というのは、これは完全な民間事業で、海外は政府とか電力公社のようなものが引き受け手になっている、その資源の定められた民活事業なので、何か根本的に違っていて、全く別のもののような話をあえてしておるんですけれども、今ある太陽光も風力も既にあるものというのは、立地は比較的良い所のはずで、せっかく系統設備もされていて、日本全体という見地から見ると、これを長きにわたって運用できる仕組みというのはとても大事なんだろうなと思っておりまして、そういった意味で何らかステークホルダーに巻き込めるようなものというのが仕組みがあると、なおいいんだろうなと感じた次第です。

以上でございます。ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

次は丹生谷委員で、その後は雨宮委員でお願いします。丹生谷委員、お願いします。

○丹生谷委員

丹生谷です。よろしくお願いいたします。

一つには、まとめていただいた2ページ目のところに、真ん中ら辺に、ゼロカーボンシティに賛同している一方、抑制的な条例の制定に積極的な自治体もあり、取り組みについてち

ぐはぐ感を受ける。地域の目標値を設定し、それに沿った土地利用計画・ゾーニングが必要というふうにおまとめいただいているところがあるんですけれども、まさに最近の条例を見ますと、そのように感じまして、先ほどちょっと神山委員もおっしゃっていらしたかと思うんですけれども、今少し時代の振り幅というものもあると思うので、抑制的な方向に振れたというような流れというのは必要性があっただろうというふうに思っているのですけれども、また今、再エネをさらに拡大していかなければいけないということがある中で、目標を一応改めて整理をし直して、条例を作っていくということは非常に大事だろうというふうに思いまして、それに当たって、例えば国が考え方を示していくというようなこと。どういうような土地を抑制していったらいいのであるかと、例えばですね。そういったようなことについて国が考え方を示していくということは大事なのではないかなというふうに思います。

それから、特に全域を抑制地域にしてしまうなんていう場合は特になんですけれども、そういった場合に許可基準というのが大きな問題になってきます。これがあんまり曖昧になって明確さを欠くような形になったり、裁量の余地が大きいような形になってしまいますと、土地利用についての過大な制限になってしまうというところがあります。また、事業者とか土地所有者にとっての予見可能性がなくなってしまうということがございます。ですので、この辺というのもある程度国が考え方を示すであるとか、まずは条例の好事例を発表するであるとか、そういった形で、どのような形でやっていけばスムーズに過大な制限につながらずに地域の中でも受け入れられるものをやっていけるのであるかというようなことについての考え方が示されるといいのではないかなというふうに思います。

それから、もう1点なんですけれども、4ページ目のところで、おまとめいただいています4ページ目のところで、最後の下の2つなんですけれども、「地域住民と事業者との間のトラブル解決」です。これは特に開発を開始した後であるとか、運転を開始した後であるというところはなかなかその地域の住民説明会があるということでもないので、制度的にあるということでもないので、ちょっと宙に浮いたようなところがあるのではないかなというふうに思うのです。

ここをこの場合に、相談窓口を、住民からの相談を受け付けるような窓口というものがあったらいいのではないかなというふうに思いまして、こういった場合には、例えば自治体さんが関与していただくというようなことも現実的なのではないかなというふうに思います。

それとは別の問題として、それで窓口がまずありますと。そこで何らかの話し合いをするであるとか、説明をするであるとかいうことで解消していくものというのも非常に多いと思うんですけれども、もしそれで解消しないようなものというものがあるときに、この最後にドイツにおけるということで、参考にというふうにここに書かれているようなものというものは、正式な調停機関の話でして、再エネのトラブルに関しても第三者を交えての調停をしていくような機関、仕組みといったものを他に設けてもよいのではないかなというようなことでございます。これは今回、今までのヒアリングとか、そういったところに出てき

ていないのですけれども、再工ネは比較的数が多いとか、それから、トラブルの数が多いとか、あと、それから専門性が非常に高くて、これを扱える人材というものが非常に少ないと。例えば地域の方とかでも再工ネの関係をどれぐらい、例えば弁護士が扱えるのであるかというようなお話もちょっと出ていたかと思うのですけれども、そういった形でかなり知見が必要であるというところがございます。

また他方、裁判になっていくというような話ですと、時間がかかるという形で、当事者に とっての負担が非常に大きい上に、あまり時間がかかっていると意味がないというところ が大きいわけです。

例えば、他の制度からしますと、ADRという意味で公害等調整委員会であってみたりであるとか、あとそれから交通事故に関してのADRのシステムがあってみたりであるとか、そういったようなものを設けられておりまして、ですので、再エネ関係についても何らかのそういった裁判にもっていかないまでも調停で割と短い期間で第三者の専門家が関与して双方の意見を聞いて調停できるものであれば解決しますというような仕組みというものを設けていってもいいのではないかなというふうに考えます。

以上です。よろしくお願いします。

○山地委員長

では、雨宮委員、お願いします。

○雨宮委員

雨宮です。事務局の方は整理いただきまして、ありがとうございます。

2ページのところの土地開発後から運転開始後等の行政機関との連携の強化のことについてでございますけれども、本県が抱えている事例から申し上げると、現状、FITのほうで運転開始ができる要件としては、林地開発許可で言いますと、許可が要件になっていると思います。

ただ、許可後、許可申請どおりに工事を施工しないという事例がありますので、これを許可ではなくて完了届、林地開発の許可の申請どおり工事を施工した後、完了届を行政機関が受理したことをもって運転開始できるような取り扱いになるとだいぶ違うのかなというふうに思います。

違う話になるんですけれども、最近の本県の事例としてですけれども、太陽光発電の場所が森林から農地のほうに移っていくような事例が多く見られます。結局のところ、災害の危険のあるような林地から土地の規制自体はないんですけれども、営農型を隠れみのにしたような開発案件というのも散見されるようなことがありますので、その新たな規制が必要かどうかということは置きまして、そのような傾向になってきているのかなというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

ご発言をご希望は以上のようですね。いろいろ貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。一部の質問に対しては既にご回答いただいていますけれども、事務局から何かここで発言のご希望はございますか。

○経産省

はい。事務局でございます。まずは事務局のほうから簡単に補足をさせていただきたいと 思います。

まずは、複数の先生からNon-FITとFITというところで対象についてのお話。また、規制の対象ということで、より重点的にやることで制度全体の効率的、効果的にやっていくんだというお話もございました。まず、全体といたしましては、FIT法があり、また、Non-FITの場合でも現時点ではオフサイト、オンサイト、PPAなどが進んでございますけれども、これは経産省、環境省を含めて補助金で実施しているということもございまして、その補助金の採択の観点などの場合にしっかりと今やってございますガイドラインと同じようなものについては求めていくということもやってございまして、こうした規律については現時点では補助金といったところの観点からはFITの場合でも適用をしているということでございます。

ただ、今後、複数の先生からご指摘いただいたとおり、まさにそういった補助金も含めて、 自立した電源として再エネが普及していくということが見込まれるわけでございますので、 しっかりと関係法令、何ができるかといったことについてはさらに議論を深めていただけ るように関係省庁の皆さまとも連携をして議論していきたいと思ってございます。

また、開発行為の一体性というところの観点でもっと踏み込んではといったご指摘もいただいてございます。これはまさにFIT法がこの10年間、まさにここに関してはずっと議論をしてきたというところでもございます。従いまして、複数の分割案件ですとか、審査をこういったものについては統合するといったことについて、FIT法でこれまでしっかりと、蓄積してきたものについては関係省庁が連携していく中でしっかりとそういったものを共有させていただく。もしくは、各法令の中での審査にもご参照いただけるような形で、まさに今回の趣旨でございます、横串で連携できるような。そういったところにぜひ発展的にできればなというふうに考えているところでございます。

その他、条例等々の連携などを含めまして、まさに今日頂いたご指摘についてはしっかり と関係省庁の皆さまとも今日頂いたことについてもう一度振り返りながら、こうした論点 整理、そして今後の具体的なアクションに向けた議論ということを政府内でも具体的に議 論を積み重ねていきたいというふうに考えてございます。

その他、すみません。他に補足は、林野庁様のほうから補足がございますので、引き続き よろしくお願いいたします。

○林野庁

林野庁でございます。髙村委員から脆弱な土地、斜面等に対して特別な配慮が必要ではないか。また、五味委員から同じような話と、一体性の話。また、適格性というようなお話が

あったかと思います。

私どもは今、林地開発許可制度、太陽光発電に関連したものについて、実は元年度に一定の通知をさせていただいたんですけれども、その点について今改めて検証いたしまして、太陽光発電に係る林地開発許可制度の在り方について検討をしておりますので、その中で一定の成果というのを出していきたいなというふうに思ってございますし、技術的基準についてはこのペーパーにもありましたけれども、盛土規制法ができましたので、そちらのほうでも今、技術基準の検討を進めております。それとも整合性が図られるように、併せて検討をしてまいりたいと思います。

また、開発行為の一体性については私どもの運用通知について、ある意味ではその規模の 捉え方というか、考え方を整理をしておるんですが、具体的な目安というものを通知等であ まり示しておりませんので、これについても他制度の取り扱いなども参考にしながら、今、 検討を進めているというところでございます。

以上、補足させていただきます。

○山地委員長

事務局からの対応は以上と考えてよろしいですか。

○経産省

はい。事務局からは以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

今の事務局からの対応を踏まえて、委員の皆さんから何かご発言のご希望がありました らお受けしますが、いかがでしょう。特によろしいですかね。

3. 閉会

○山地委員長

それでは、本日も大変熱心なご議論をありがとうございました。これまでのヒアリングを通しまして、次回、今まで検討会での議論を踏まえて、取りまとめに向けた議論を行いたいと考えております。事務局には本日のヒアリングと、それから論点整理での委員の意見を踏まえて、それを反映した資料の準備をお願いしたいと思います。

では、次回の開催について事務局からお願いいたします。

○経産省

次回の検討会でございますけれども、委員の皆さまのご予定を調整させていただきまして、6月27日を予定してございます。詳細はまた各省のホームページでご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

○山地委員長

それでは、これをもちまして、本日の検討会を閉会といたします。

本日もご多用中のところを長時間にわたり熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

以上で終了です。